

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 9 号

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「20,000円」を「100,000円」に改める

。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において備品として
ているもののうち、改正後の規則（以下「新規則」という。）第6条第2項
第1号の規定により、施行日以後消耗品とするものについては、施行日にお
いて新規則第42条の組替えの決定並びに新規則第43条第1項の組替通知
及び組替えの整理があったものとみなす。